

## 第2回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月10日(木) 午後2時00分から午後3時05分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	奥村 喜美子
副会長(会長職務代理者)	18	西田 くみ子	委員	10	中島 準一
委員	1	緩利 哲治	委員	11	田村 正弘
委員	2	林田 清光	委員	12	田井中 勲
委員	3	田畑 啓之助	委員	13	福井 幸生
委員	4	保井 章	委員	14	今井 百合
委員	5	林 廣美	委員	15	川村 克己
委員	6	伴 慎也	委員	16	寺田 勝典
委員	8	松下 富男	委員	17	瀧井 和雄

5. 欠席委員 1名

役職名	議席番号	氏名
委員	7	小倉 剛

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席 5番 林 廣美 委員

議席 6番 伴 慎也 委員

## 8. 総会

### 1) 開会

### 2) 市民憲章唱和

### 3) 会長挨拶

### 4) 議事録署名委員の指名

### 5) 議事

- 議案第8号 農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について
- 議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

### 6) 報告事項

- 会長報告事項
- 湖国女性農業・推進委員協議会報告事項
- 農業者年金加入推進特別研修会報告事項
- 事務局報告事項

### 7) 閉会

## 9. 事務局出席者（3名）

事務局長	伊藤 勲
局長補佐	松井 章
係長	谷川 智彦

## 10. 会議の概要

事務局長 第2回甲賀市農業委員会総会を開会

全 員 【市民憲章唱和】

事務局長 開会にあたり、北田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 ・「農地を守る」「農地を活かす」ことが農業委員会の使命  
・「農地利用状況調査」「荒廃農地調査」の把握  
・「法令遵守の申し合わせ決議」を踏まえた適正な審議

事務局長 ありがとうございます。

これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は議席7番 小倉剛委員の1名で、遅参、早退の届出はございません。よって本総会の出席委員は18名で、法定定足数である過半数に達しておりますので開会を宣言いたします。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席5番 林廣美委員と、議席6番 伴慎也委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは最初に、**議案第8号「農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について」**を議題といたします。  
まず、2条調書、整理番号3番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号、整理番号3番について、ご説明申し上げます。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページとなります。申請地は、市街化調整区内の農用地区域外の白地農地であります。

申請理由について説明します。申請地は地目が畑であります。戦後間もなく耕作を放棄し、以後農地として利用することなく現在に至り、現況が山林となっていることから、非農地の証明を申請されました。

申請内容を審査した結果、甲賀市農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準である「耕作放棄後20年以上経過し、荒廃地と化しているもので、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のないもの」に該当する

ため、農地法第2条第1項に規定する農地には該当せず、証明要件を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長 整理番号3番につきましては、議席11番 田村委員、説明をお願いします。  
なお、説明いただくにあたっては、事務局の説明と重複しないようにお願いします。

担当農委 議席11番、田村です。2条調書、3番について説明をさせていただきます。  
8月5日、6日に森地推進委員と西田農業委員とで現地の確認をさせていただきました。  
事由に書いておりますように、戦後間もなく耕作放棄されていること。  
また、地権者がすでに当地を離れられ、この地に戻ってこられる予定がないこと。  
すでに山林化が進んでいること。以上、農地に戻る可能性がまずないことから申請がなされました。地元の承認もいただいております。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

議長 続いて、区域番号29番 森地推進委員、補足説明をお願いします。  
なお、補足説明いただくにあたっては、事務局および担当委員の説明と重複しないようにお願いします。

担当推委 区域番号29番、森地です。この件につきましては、かなり山林化しておりますし、また竹藪となっており、農地として利用するのは無理という状況にもなっております。ご審議をよろしくお願いします。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いします。なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前をお願いいたします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号3番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号3番につきましては、原案のとおり可決し、交付することに決定いたします。  
議案第8号については、以上であります。

議 長 続きます、議案第9号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

最初に、4条調書、整理番号11番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、整理番号11番について、ご説明申しあげます。議案書は4ページ、参考図は3ページ、4ページ、土地利用計画は5ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。申請者は、倉庫が必要となり自宅敷地内の申請地を適地と判断し、申請されました。計画によりますと、土地造成はなく、倉庫を建築されます。雨水は敷地内自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 整理番号11番につきましては、議席6番 伴委員、説明をお願いします。

担当農委 議席6番、伴です。今事務局から説明のあった案件ですが、平成の初期に、父が農地法にかからない29条申請で農業倉庫を建てられました。ただし、現在は農業もされておらず、そのまま普通の一般倉庫として利用されている案件で、農業をやめて一般倉庫として利用する意味から転用が必要となるので4条申請が出されております。周りは住宅地であり、何ら支障がないと判断いたしました。よろしく願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号3番 徳地推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号3番、徳地です。申請地は、周囲が道路と宅地に囲まれており、農地利用の最適化の推進に支障がないことを8月8日に現地確認いたしました。以上です。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【異議なしの声】

- 議 長 　　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号11番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 　　【挙手全員】
- 議 長 　　挙手全員でございます。  
よって、整理番号11番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 　　続きまして、整理番号12番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 　　整理番号12番について、ご説明申しあげます。参考図は6ページ、7ページ、土地利用計画は8ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第1種農地であります。許可要件といたしまして、集団的に耕作している農地を分断せず、既存の集落との距離が近いことから、第1種農地の許可要件を満たしていると判断いたしました。  
転用理由及び概要について説明します。申請者は実家近くに居住するため、申請地を適地と判断し、申請されました。計画によりますと、土地を造成後、一般住宅を建築されます。雨水排水は敷地西側に柵を設置し、隣接する水路への放流により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得ておられます。また事業に要する資金は借入金とされます。  
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。なお、現在、都市計画法第29条に基づく開発申請を提出されており、農地法の許可は、開発許可と同時許可となります。以上でございます。
- 議 長 　　整理番号12番につきましては、議席13番 福井委員、説明をお願いします。
- 担当農委 　　議席13番、福井です。申請者は、現在アパートに住んでおられまして、子どもが大きくなってきたため手狭になり、相続によりこの土地を自己所有地とされて、農地を転用して住宅を建てられるものであります。服部前農業委員の所見も特に問題ないと確認しております。私も現地周辺の状況、排水の状況等について問題ないと確認しました。審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 　　続いて、区域番号33番 平井推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号33番、平井です。福井農業委員から説明がありましたとおり、周辺には住宅も建っておりません。特に問題はないと思いますので、ご審議のほどどうぞよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号12番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号12番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。  
議案第9号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
最初に、5条調書、整理番号29番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第10号、整理番号29番について、ご説明申し上げます。議案書は6ページ、参考図は9ページ、10ページ、土地利用計画は11ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の農用地区域内農地ではありますが、農業振興地域整備に関する法律第8条第4項の規定による農業近代化のための施設整備のため、例外的に許可できるものです。

転用理由及び概要について説明します。申請人は農業法人を営んでおり、コイン精米所等の農業用施設設置のため、申請地を適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人から所有権を移転し、コイン精米所、農業用資材置場等を整備されます。雨水は敷地内自然浸透および県道側溝への放流により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は借入金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 整理番号29番につきましては、議席2番 林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席2番、林田です。事務局の説明、また顛末書についても丁寧に説明をいただきましたので、私からは特に説明することはございません。この場所につきましては、池本推進委員と2人で現地を確認し、特に問題ないと認めましたので、どうかご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号2番 池本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号2番、池本です。今、事務局ならびに林田農業委員から説明がございましたとおりで相違ございません。よろしくご審議のほどお願い申し上げたいと思います。以上です。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

議 長 保井委員。

保井委員 議席4番、保井です。実質的に転用されたのは、何年ですか。今回、改めて申請という形になっていると思うのですが。

議 長 事務局。

事 務 局 転用されたのは、平成21年4月と申請書に記載があります。

議 長 保井委員。

保井委員 分かりました。

議 長 他にご質問はございませんか。

議 長 伴委員。

伴 委 員 議席6番、伴です。顛末書の冒頭にもありましたように、この譲受人は市内でも確たる農業者の代表と言うべき法人の代表であります。そういう方が顛末を出



したことが農業者に広まらないように、今後、十分注意をしていただくよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長 ありがとうございます。よいご意見をいただきました。

議 長 事務局。

事務局 ご意見ありがとうございます。申請人については、認定農業者であり、また地域農業のリーダーとしてご活躍をいただいております。そうであるからこそ、おっしゃっていただいたように、今後こうした顛末事案を起こさない注意喚起が必要であると、事務局も考えております。この注意については文書通知と考えますが、注意喚起ということで、許可条件としての付記ではなく、許可書添付する意見欄に、農業委員会事務局として注意喚起を促したいと思ひます。そうした対応とさせていただきますことでよろしいでしょうか。

議 長 伴委員、事務局から説明がありましたが、よろしいか。

伴委員 それで結構です。

議 長 そういう形で進めたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。他にご質問はございませんか。

議 長 田畑委員。

田畑委員 議席3番、田畑です。事務局長から顛末書について説明がございました。この問題に限らず、顛末書案件が仮に出た場合、顛末書が付されているというだけでなく、どのような内容であるのかを総会できっちり報告すべきであると思ひますので、今後役員会で検討していただき、対応をお願ひしたいと希望します。

議 長 事務局。

事務局 役員会でも同様の意見も出ておりますので、検討させていただきます。ただ、例えば個人情報にかかる部分や、軽微な部分もございますので、そうした部分も勘案しながら役員会に諮り、報告の必要なものは総会朗読とさせていただきますということで、ご理解をいただきたいと思ひます。

議 長 田畑委員。

- 田畑委員 当然プライバシーの問題もあると思います。そういうことを十分検討されながら、お願いしたいと思います。以上です。
- 議長 貴重なご意見いただきありがとうございます。  
他にご意見ございませんか。
- 委員 【異議なしの声】
- 議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号29番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号29番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議長 続きまして、整理番号30番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号30番について、ご説明申しあげます。参考図は12ページ、13ページ、土地利用計画は14ページとなります。申請地は市街化調整区域内の第3種農地であります。  
申請理由及び概要について説明します。譲受人は、実家近くに居住するため、申請地を適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地に使用貸借権を設定し、土地の整地後一般住宅を建築されます。雨水は敷地内のU字溝へ放流により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意を得ておられます。また事業に要する資金は借入金とされています。  
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。なお、現在、都市計画法第29条第1項に基づく開発行為の申請書を提出されており、農地法の許可は、開発許可と同時許可となります。以上でございます。
- 議長 整理番号30番については、議席4番 保井委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席4番、保井です。今回の転用につきましては、事務局からの説明のとおり、ご子息である譲受人が譲渡人の一家ということで、新居を建設するために、

転用許可の申請をされたものと思っております。第5条の要件を満たしており、許可適当と考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長 続いて、区域番号10番 奥村推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 意見書を朗読いたします。

5条調書、整理番号30番について、申請地に隣接する農地もなく、農地利用最適化の推進に何ら支障もなく、地元改良組合長の同意も得ており、許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく願いいたします。なお、現地確認は、8月4日、申請人の家族の立ち会いのもと行いました。以上です。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号30番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号30番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第10号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第11号につきまして、ご説明申しあげます。議案書は8ページからとなります。

今月の決定は36件で、借り手、買い手、貸し手、売り手及び利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等については、利用権設定等の明細のとおりです。議案書の9ページから11ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数32名、借り手は実人数15名、面積は97,041平方メートルとなります。所

有権移転の合計の売り手は実人数2名、買い手は実人数1名で、面積は3,392平方メートルとなります。また、借り手、買い手の農地台帳による経営状況は、議案書21ページの一覧のとおりです。なお、21ページ中、整理番号29番の耕作面積は少数点の表記ですが、農地台帳から引用しているもので整合は取れています。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 　　ただ今、事務局より説明がありました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 　　保井委員。

保井委員 　　議席4番、保井です。買い手の経営状況ですが、経営されている人数は、この買い手は何人で農作業経営をされておられるのでしょうか。

議 長 　　事務局。

事 務 局 　　35番、36番の買い手ですが、経営主は1人です。臨時的に雇用される作業手伝いの方がおられると聞いておりますが、それについては、利用権設定用紙の借り手の経営状況に記載されております。

議 長 　　保井委員。

保井委員 　　わかりました。ただ、借りるのはよいのですが、実質的に、資金は別にしまして、人的なものがこの時勢どの程度続けていけるのか疑義に感じましたのでお尋ねいたしました。

議 長 　　事務局。

事 務 局 　　35番、36番の経営者については、概ねこの住所地の近くで主に耕作を営まれており、地域の担い手として耕作されている方です。お1人ということですが、認定農業者でございますので、何かあれば人を調整され、耕作を継続されるものと考えております。

議 長 　　保井委員。

保井委員 　　了解いたしました。

議 長 他にご意見、ご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第11号について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、議案第11号につきましては、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。  
議案第11号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。  
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告いたします。調書は22ページ、参考図は15ページ、16ページとなります。  
今月は、市街化区域内の農地法第5条の届出が2件です。以上でございます。

議 長 報告案件は以上ですが、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

議 長 続いて、報告事項1の「会長報告事項」について、報告します。

会 長 ・一般社団法人滋賀県農業会議臨時総会  
・県都市農業委員会連絡協議会第2回会長会

議 長 続いて、報告事項2の「湖国女性農業・推進委員協議会報告事項」について、西田副会長、お願いします。

副 会 長 ・湖国女性農業・推進委員協議会総会・学習会

議 長 続いて、報告事項3の「農業者年金加入推進特別研修会報告事項」について、奥村委員、お願いします。

奥村委員 ・ 農業者年金加入推進特別研修会

議 長 続いて、報告事項4の「事務局報告事項」について、お願いします。

事 務 局 ・ 農地法第18条第6項報告  
・ 経過と予定  
・ 農地利用最適化推進委員会・地域ブロック会議の開催  
・ 委員パトロール実績報告書・活動記録簿  
・ 農業委員会だよりの配布  
・ 農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会

議 長 報告事項は以上です。  
ここで農業委員、推進委員の皆様、何かご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 保井委員。

保井委員 議席4番、保井です。私、初めて農業委員をさせていただいていますが、初めてのことがたくさんありまして、法律的にも農地法や土地改良法など、条文のおおよその中身はわかるのですが、細かいところ、具体的なところが条文を読まさせていただいても、なかなか分かりにくいです。現実論として、田畑を先日パトロールさせていただいたのですが、どの程度がどれに当たるのか、どの程度を報告すればよいのか、逆に報告すると制約が出るので、判断を保留しておいたほうがいいのかとかいう微妙なところがあります。ついては、初めて申請に来られる方への対応とか、パトロールで写真だけでなく、意見はこのような点に注意してくださいなど、そのような研修をお願いできればと思っております。

議 長 事務局。

事 務 局 今おっしゃった内容は、9月の地域ブロック会議で、研修を実施したいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

議 長 他にご質問はございませんか。

議 長 中島委員。

中島委員 議席10番、中島です。地域ブロック会議の地域課題の報告を、9月23日までに事務局までということですね。フォームは決まっていますか。

議 長 事務局。

事 務 局 特に様式等はありませんので、任意様式にてメール報告をお願いします。

議 長 中島委員。

中島委員 わかりました。ありがとうございます。

議 長 他にご意見ございませんか。

議 長 特にご質問等もございませんので、以上で総会を終了いたします。

事務局長 それでは、閉会にあたり西田副会長がご挨拶を申し上げます。

副 会 長 【閉会挨拶】

事務局長 ありがとうございます。以上をもちまして、本日の会議をすべて終了いたします。長時間にわたり、慎重審議いただき、ありがとうございました。